

【最重要】緊急事態宣言の発令に対する対策・対応！

北海道に緊急事態宣言が発令されました、概要は下記の通りです。

詳細は別途プレフを確認してください。

当社の対策・対応は3ページ目以降に記載してあります。

◎緊急事態宣言の概要（北海道）

①対象区域・期間

○特定措置区域

札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市。

○一般措置区域

特定措置区域以外の市町村。

○期間

令和3年8月27日（金）～9月12日（日）。

②要請内容

○特定措置区域

（日常生活において）

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、

「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※）」等の回避や、

「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした、

基本的な感染防止対策を徹底する。（特措法第24条第9項）

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり。

（特に外出の際は）

◆日中も含めた不要不急の外出や移動を控える、特に20時以降の外出を控える。

加えて、特に週末の外出を控える。（特措法第45条第1項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への

出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。（特措法第45条第1項）

※例えば、買い物回数を半分にするなどの対応を行ってください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

（特措法第24条第9項）

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。（特措法第45条第1項）

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えるようお願いします。

○一般措置区域

（日常生活において）

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進んでいること等を踏まえ、

「三つの密（密閉・密集・密接）」、「感染リスクが高まる「5つの場面※）」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした、基本的な感染防止対策を徹底する。（特措法第24条第9項）

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

（特に外出の際は）

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を控える、特に20時以降の外出を控える。

加えて、特に週末の外出を控える。（特措法第24条第9項）

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる。（特措法第24条第9項）

※例えば、買い物回数を半分にするなど対応を行ってください。

◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

（特措法第24条第9項）

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆特定措置区域との不要不急の往来は控える。（特措法第24条第9項）

◆不要不急の都道府県間の移動は極力控える。（特措法第24条第9項）

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数（5人以上）の会食は控えるようお願いします。

トータルフーズ(株)の対策・対応について！

★当社は「病院・老健施設・学校・様々なお客様に食をお届けする」に食をお届けするのが、重要なミッションのひとつです！

感染予防のために【うがい・手洗い・マスク着用・三密防止】を引き続き実施し。

お客様、地域の皆様、社員及びその家族に迷惑をかけないよう。

全員「**オール・トータルフーズ**」でしっかりと対策していきます。

★濃厚接触者該当要件！

- ①感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者。
- ②感染者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者。
- ③距離（目安として1メートル以内）で、必要な感染予防策なしで15分以上の接触があった者。
- ④マスク着用なし（きちんと着用必要）。

★マスク着用義務【必須】！

マスク着用の有無が濃厚接触者判断の一つとなります。

①作業中・休憩中は必ず「マスク着用」

マスク着用については**確実に着用、「鼻だし着用」も禁止**です。

商品読み上げ等も含め、会話・談笑時等もマスク着用必須とします。

②飲食中などマスクを外す場合

黙食（会話しない）、距離を1m以上あける、部屋の換気（密閉しない）。

③喫煙室について

当面の期間は使用禁止とします（施錠します）。

屋外もしくはマイカーにて喫煙してください。

★予防のための実施事項！

- ①手洗い・うがい・**出社前検温**。
- ②**消毒・換気**(三密防止)。
- ③**マスク着用**(社内常時・社外訪問・来客時)。
- ④営業訪問の予定行動と葬儀等の参加自粛。
- ⑤発熱時(37℃以上)と体調不良時の報告必須。
- ⑥道内外・札幌方面への原則出張禁止(会社許可のみ)。
地域圏(十勝・釧路・札幌)内の不要な往来と観光自粛。
- ⑦飲食を含む不要不急の集まりへの参加自粛。
- ⑧置き配(配達)の協力・実施。

- ⑨加湿器の設置利用(冬期間)。
- ⑩空気清浄器の設置利用。
- ⑪外から帰ってきた時の上服の除菌。
- ⑫除菌体制の状況確認(衛生業者も含む)。
- ⑬営業現金回収(後日)の実施。

★補足説明！

①発熱・体調不良者

会社に「入社せず」に即報告と病院等での診察・検査、症状改善に集中する。

②もし感染！？

保健所指導の下で消毒・調査や確認。

③濃厚接触者！？

14日間を経た上で確認後に職場復帰。

④感染者！？

感染症法に基づき入院。

退院後も一定期間の外出自粛や健康観察。

⑤差別的対応や言動の禁止「いじり・茶化すのも含む」

⑥特別休暇2週間「付与条件あり」

⑦休暇・休業・補償に関して

- ・特別休暇2週間、有給休暇の取得。
- ・傷病手当金、労務中は労災保険、短時間パート者への見舞金、共済会からの見舞金。

以上

トータルフーズ株式会社
代表取締役 香川 澄子